鳥取県人事委員会委員長

青

戸 辰 4

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可母週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)

◇人委規則 目

正次に関する規則の一部改職員の給与の支給に関する規則の一部改

職員の給与の支給に関する規則の一 部を改正する規則

をここに公布する。

昭和三十七年五月十六日

の一部改正 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則

改正・
産業教育手当の支給に関する規則の一部

人事委員会規則

鳥取県人事委員会規則第二十一号

職員の給与の支給に関する規則の一部を

改正する規則

職員の給与の支給に関する規則(昭和二十七年三月鳥

取県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正す

第十三条の二第一項第三号中「減給された給料月額」

次のように加え、同条第六項中「定時制通信教育手当」 四号までを一号ずつ繰り下げ、同条同項に第一号として を「減額されない給料月額」に改める。 第十四条第五項中第五号を第六号とし、第一号から第

の上に「前項の規定に該当しない場合の」を加える。 日第二十二条の二から第二十二条の六までを次のよう 給与条例第十一条の五に該当する職員でなかつた

(期末手当及び勤勉手当の支給)

第二十二条の二 期末手当支給の対象となる期間(以下 引き続き在職した期間と、第二十二条の三の規定によ 月の間において、給与条例の適用を受ける職員として り通算される期間 「在職期間」という。)は、期末手当の支給日以前六 (以下 「通算期間」 という。 とを

第二十二条の三 職員のうち、期末手当及び勤勉手当

第三号の期間が時間であるときは八時間をもつて一日

日をもつて一月とする。

この場合、

第二項第二号及び この日数二十五

勤務期間

は日数に基づいて算定し、

支給日以前六月(十二月十五日に支給する勤勉手当に

ついては十二月)の間において、

左の各号に定める期

鳥 取 県 公 報 (号外) 第31号 (第3種郵便) 物 認 可 昭和37年5月16日 水曜日

受ける職員として引き続き在職し又は勤務し

た期間

となつた場合における当該期間は、給与条例の適用を 間のある者が、引き続き給与条例の適用を受ける職員

通算するものとする。

第三十七号)の適用を受ける職員として引き続き在 第二十四号)若しくは技能労務職員の給与の種類及 び基準に関する条例 び基準に関する条例 常勤の特別職の職員又は企業職員の給与の種類及 (昭和三十二年十月鳥取県条例 (昭和三十二年七月鳥取県条例

= 国又は他の地方公共団体における給与に関する法

職し又は勤務した期間

期間中におけるこれらに相当する期間を含む。 算した期間とする。但し、 合算した期間から左の各号の一に該当する期間 は除算しないものとする。 き続き職員となつた者については第三号に定める期間 常勤の特別職の職員から引) を除 (通算

- 停職の期間
- 賃金等で雇用されていた期 間
- 退職手当支給の対象となつた期間
- という。 算した期間とする。 務した期間と通算期間とを合算した期間から左の各号 五日に支給する勤勉手当については十二月)の間にお いて、給与条例の適用を受ける職員として引き続き勤 おけるこれらに相当する日又は期間を含む。) 勤勉手当支給の対象となる期間(以下 一に該当し勤務しなかつた日又は期間 勤勉手当の支給日以前六月(十二月十 (通算期間中 「勤務期間」 を除
- 勤務を要しない H (第三号から第六号までに含ま

にあつては市町村教育委員会) 勤務しないことにつき任命権者 の承認のなかつた期 (県費負担教職員

なかつた全期間 務による負傷又は疾病による場合を除く。) に該当 条第十二号(公務による負傷又は疾病による場 十一年十二月鳥取県人事委員会規則第十九号) 除く。)及び職務専念の特例規則第三条第十号(公 を含む。) が通算して三十日をこえる場合の勤務し し、勤務しなかつた期間 県費負担教職員の有給休暇に関する規 (この期間に含まれる休日 第四 合を

四 職を除く。)及び停職の期間 れる休日を含む。 休職(給与条例第十二条の二第一号に該当する休 (これらの期間に含ま

五. 賃金等で雇用されていた期間

退職手当支給の対象となつた期間

月に満たない日数を合算するときは三十日をも 在職期間は暦による月数によつて算定するも うて

3

律又は条例の適用を受ける職員として引き続き在職 し又は勤務した期間

第二十二条の四 合に該当する者については、 者については、その給料月額)及び扶養手当の月額と るところによるものとする。 日における職員の職務の等級の号給に相当する給料月 料月額」及び 礎となる給料月額及び扶養手当の月額 (職務の等級の最髙号給をこえる給料月額を受ける この場合、 「基準扶養手当額」という。)は、 期末手当及び勤勉手当の額の計算の基 支給日において左の各号に掲げる場 それぞれ当該各号に定め () 学 「基準給 支給

- ることとなる場合 給与条例第十二条の規定に基づき給料が減額され 減額しない給料月額
- 懲戒条例第三条の規定に基づき減給されて 減給されない給料月額 いる場
- 第二十二条の五 勤務成績に応ずる割合とを乗じて得た率を基準給料月 勤勉手当は、 勤務期間に応ずる割合と

額に乗じて得た額とする。

命権者が定めるものとする。 定める割合の範囲内で、 3

勤務成績に応ずる割合は、

ない場合

月未満

一月未満

2

る割合

鳥取県公報(号外)第31号 昭和37年5月16日 水曜日

ら引き続き職員となつた者

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の ----部を改

和三十七年五月十六日

第十四条及び第二十三条の改正規定は、 昭和三十七年

一日から適用する。

第二十三条ただし書を削る

十二月十五日

百分の四十五以上百分の六十以内 百分二十以上百分の三十五以内

六月十五日

この規則は、

公布の日から施行

Ų

第十三条の二、

各号に定める期間中においてこれに相当することとな つた者を含む。 昭和三十六年十二月十六日以降において、 職員として引き続いた期間とみ \cup の当該準職員とし (改正後の第二十二条の三 なす て引き続 準職員か 65 た期間

する規則をここに公布する

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰

4

鳥取県人事委員会規則第二十二号

職員の勤務成績を考慮して任

支給日に応じ左の各号に

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則

一部を改正する規則

に改正する。 年四月鳥取県人事委員会規則第五号) 職 員の特殊勤務手当の支給に関する規則 \mathcal{O} ___ 部 (昭和三十 を次のよう

れない給料月額」 第十条の二第一項中 17 改める。 「減給さ た給料月額 を

5

この規則は、 公布 0 日 から施行 し 昭和三十七年四 月

日 から適用する。

則 をここに公布する。 昭 和三十七年五月十六日

産業教育手当の支給に関する規則

0

部

を改正する規

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰

定めるとおりとする。 勤務期間に応ずる割 支給日以前六月の間における勤務期間 の上欄に掲げる勤務期間に対応する同表下欄に定め 六月十五日 六月以上 二月以上三月未満 三月以上四月未満 四月以上五月未満 五月以上六月未満 月以上二月未満 職員の勤務期間に応じて、 合は、 支給日に応じ左の各号に 支給日以前十二月の間における勤務期間 次の表 E 四 五 六 七 八 月 以 上 上 上 上 上 九月以上-一月以上-二月以上 _ 十一月未満 十二月未満 四月未満 六月未満 七月未満 九月未満 十月未満 八月未満 0 十二月十五日

割.

合

る割合と同表中欄に掲げる勤務期間に対応する同表 上欄に掲げる勤務期間に対応する同表下欄に定め 職員の勤務期間に応じて、 次の表

下欄に定める割合との合計を二分して得られる割合

00**168** 報 (号外) 第31号 鳥取県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正産業教育手当の支給に関する規則(昭和三十三年二月 改正する規則

項中「給料」を「定時制通信教育手当」に改める。 関する条例(昭和二十六年九月鳥取県条例第四十号)第 三条の規定により減給されている者」を削り、同条第四 第六条第二項中「並びに職員の懲戒の手続及び効果に

一日から適用する。

この規則は、公布の日から施行し、

昭和三十七年四月

発 行 日 火 金

昭和四年四月十三日第三種郵便物認可

即 刷页 行 一部月極二五〇円(配送料共))鳥、取県鳥取。栗谷町鳥、取、栗谷町刷、所鳥、取、栗谷町県原東県東東町一丁目県

産業教育手当の支給に関する規則の一部を

鳥取県人事委員会規則第二十三号